

自立支援医療（更生医療） 身

身体障害者手帳を所持する18歳以上の人を対象に身体障害者手帳の障がいに関する手術等によって障がいを軽くしたり苦痛を軽減したりするために、職業上又は日常生活上、効果が見込まれると医師が認めた医療で、指定医療機関において治療を受ける場合の医療給付（人工関節置換術・心臓手術・血液透析療法など）を行っています。

- ・所得に応じた自己負担があります。

●手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・医師の意見書
- ・健康保険証のコピー（申請者が加入している健康保険の全員分）
- ・市民税・県民税課税証明書（本年、他市町村から転入された人（マイナンバーの記入により省略可能））
- ・年金振込通知書等、収入がわかる書類（本人の市民税・県民税が非課税の場合）
- ・特定疾病療養受療証（高額長期疾病（特定疾病）に該当する医療を受療中の人）
※転入の場合は、すでに支給認定を受けた有効期間を引き継ぐことができます。
（他市町村が証明する課税証明書または収入のわかる書類が必要となります）
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

自立支援医療（育成医療） 身

身体に障がいのある18歳未満の児童（現在の病気を放置すると将来障がいを残すと認められる児童を含む）が対象で、障がいを除去、軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できると指定医療機関の医師が認めた場合、その医療費の自己負担を軽減する制度です。

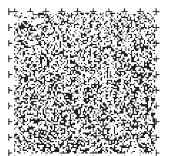
- ・申請者は保護者です。
- ・所得制限があります。

●手続きに必要なもの

- ・自立支援医療（育成医療）意見書
※指定認定医師が記入のもの
- ・受診者本人が記載されている健康保険証（国民健康保険の場合は、同じ国民健康保険に加入する家族全員のもの）
- ・申請者等の市民税・県民税課税証明書（本年、他市町村から転入された人（マイナンバーの記入により省略可能））
- ・年金振込通知書等、申請者等の収入がわかる書類（市民税・県民税が非課税の場合）
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類
※転入の場合は、すでに支給認定を受けた有効期間を引き継ぐことができます。

●窓口

各健康づくりセンター（裏表紙裏に記載）



自立支援医療（精神通院） 精

精神医療にかかる通院医療の公費負担制度です。自己負担分は原則医療費の1割になります。また、市民税の課税状況や症状等により月額自己負担上限額（0円・2,500円・5,000円・10,000円・20,000円・上限なし）の設定があります。

有効期間は1年です。

●申請の手続き

手続きに必要なものは次のとおりです。

申請の種類 手続きに必要なもの	新規申請	市外からの住所変更（転入）	医療機関等の追加・変更	所得区分の変更	加入医療保険の変更	再認定	住所・氏名等の変更	再交付（破損等）
診断書	○	○				△※1		
健康保険証	○	○		○	○	○		
所得等確認書類※2	△	△		△		△		
受給者証		○	○	○	○	○	○	△※3
マイナンバーカード、 又は、マイナンバーが確認できる書類 及び身元が確認できる書類	○	○						

- ・診断書は、浜松市が定めた様式の自立支援医療（精神通院）用診断書が必要です。精神保健福祉手帳と同時に申請する場合、精神保健福祉手帳用の診断書1枚で両方の申請ができます。（作成日から3か月以内のもの）
- ・非課税の場合は収入のわかる書類をお持ちください。
- ・転入の場合は、すでに支給認定を受けた有効期間を引き継ぐことができます。
- ※1 直近の申請時に診断書を提出している受給者は病状の変化や治療方針に変更のない場合は省略できます。
- ※2 市民税・県民税課税証明（本年、他市町村から転入された人（マイナンバーの記入により省略可能））
- ※3 紛失の場合以外は持参してください。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

